

二七	補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件	九	五一	一二
二八	有形の民俗文化財を重要な民俗文化財に指定する件	一	一一	三
二九	無形の民俗文化財を重要な民俗文化財に指定する件	一	一一	三
三〇	有形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する件	一	一一	三
三一	登録有形民俗文化財の登録を抹消した件	一	一一	三
三二	強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件	一	五	四一
三三	令和三年度における教科書展示会の開始時期及び期間を指示する件	一	六	三
三四	強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件	一	八	五九
三五	令和三年度において高等学校用教科用図書等の検定の申請を行うことができる種目および期間の変更を定める件	一	八	五九
三六	令和四年度において小学校用教科用図書の検定の申請を行うことができる種目および期間を定める件	一	八	五九
三七	令和三年度において使用される特別支援学校の教科書の定価を認可した件	二	四	二
三八	地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要な家屋の景観の形成に重要な家屋を追加して定める件	二	五	三
三九	地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要な家屋の景観の形成に重要な家屋を定める件を追加して家屋を定める件	二	五	三
四〇	地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要な家屋を定める件を追加して家屋を定める件	二	五	三
四一	地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要な家屋を定める件の一部を改正する件	二	五	三
四二	重要無形文化財の保持者の認定が解除された件	二	五	三
四三	在外教育施設の認定を取り消す件	二	六	七
四四	史跡に指定する件	二	六	七
四五	名勝に指定する件	二	六	七
四六	天然記念物に指定する件	二	六	七
四七	特別史跡に地域を追加して指定する件	二	六	七
四八	史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件	二	六	七
四九	史跡に地域を追加して指定する件	二	六	七
五〇	名勝及び史跡に地域を追加して指定する件	二	六	七
五一	記念物を登録記念物に登録する件	二	六	七
五二	登録記念物を抹消する件	二	六	七
五三	重要な文化的景観に選定する件	二	六	七
五四	重要な文化的景観に地域を追加し、名称を改める件	二	六	七
五五	学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件の一部を改正する件	二	六	七
五六	スポーツ振興投票の実施等に関する法律第二十三条第一項に基づくスポーツ振興投票対象試合開催機構を指定する件	二	六	七
五七	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件	三	一	三
五八	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率を定める件	三	一	三
五九	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する告示	三	一	五
六〇	登録美術品登録基準の一部を改正する件	三	一	五
六一	高等学校学習指導要領の一部を改正する告示	三	一	五
六二	中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件及び連携型中学校及び連携型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件の一部を改正する告示	三	一	五
六三	大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示	三	一	五
六四	技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であつて科学技術に関するものうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件	三	一	五
一	○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、令和二年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件	三	一	五
二	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、令和元年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件	三	一	五
三	○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、令和二年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件	三	一	五
一	○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、令和元年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件	三	一	五
二	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、令和元年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件	三	一	五
三	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、令和二年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件	三	一	五
一	○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、令和二年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件	三	一	五
二	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、令和元年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件	三	一	五
三	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、令和二年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件	三	一	五